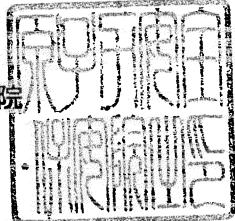


経済産業省

平成17・03・28原院第5号
平成17年3月31日

高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）

経済産業省原子力安全・保安院



原子力安全・保安院は、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）」を下記のとおり定める。

なお、平成10年4月1日付け「高圧ガス保安法における通商産業大臣特別認可申請手続きについて（平成10・03・27立局第2号）」は廃止する。

記

1. 特認申請対象範囲

本法における特認申請の対象範囲は、高圧ガス保安法に基づく技術上の基準の特則承認等であって別表1に掲げるもの（以下「特定案件」という。）とする。

2. 特認申請手続

（1） 特認申請は、高圧ガス保安法による規制を受ける者が、特定案件への特認の必要が生じた都度、申請を行わなければならない。

ただし、次のイからホまでに掲げる場合は、同じ申請を再度要しないもの（以下「包括特認」という。）とすることができる。この場合、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

イ 容器保安規則に係る案件であって、同規則に定める同一型式の範囲内の複数仕様の容器を生産する場合

ロ 特定設備検査規則に係る案件であって、同一仕様の特定設備を複数生産する場合

ハ 特定設備検査規則の材料に係る案件であって、認可を受けた条件で使用される場合

ニ 一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の耐

圧・気密・強度に係る案件であって、同一仕様の設備を複数生産する場合

なお、耐圧・気密・強度に係る特認は、高圧ガス設備の製造者が特認申請を行うことができるものとする。また、この場合、認可を受けた設備の所有者の変更等に伴う再度の特認は要さないものとする。

木 特定設備検査規則第7条第2号に係る案件であって、特定設備の仕様及び高圧ガスの使用環境等が特認時に認めた一定の範囲内のものである場合

(2) 特認申請を行おうとする者は、別表2に掲げる対象条項又は特定案件に対応した様式の技術基準等特別認可申請書(以下「特認申請書」という。)を事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

ただし、特定設備検査規則第51条のみに係る特認申請を行おうとする者又は耐圧・気密・強度のみに係る特認申請を行おうとする高圧ガス設備の製造者は、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)会長を経由して、経済産業大臣に提出するものとする。

(3) 特認申請には、協会会長が事前に行う技術上の評価(以下「特定案件事前評価」という。)の結果を添付しなければならない。

3. 特定案件事前評価

(1) 特認を受けようとする者は、経済産業大臣に特認申請をする前に、協会会長が行う特定案件事前評価(以下「事前評価」という。)を受けなければならない。

(2) 事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める「特定案件事前評価実施要領(以下「要領」という。)に基づき、特定案件事前評価申請書を協会会長に提出するものとする。

(3) 特定案件の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる特定案件事前評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会は、協会が別に定める「特定案件事前評価委員会規程」に基づき事前評価を行う。

(4) 協会会長は、要領に基づき事前評価を行ったときは、速やかに事前評価申請を行った者にその結果を通知しなければならない。

附則

1. 本内規は、平成17年3月31日から施行する。

2. 平成17年3月31日までの間は、本内規中の「産業保安監督部長」は「経済産業局長」と読み替えるものとする。

別表 1

特 定 案 件	根拠条項
1 刻印等の方式に係る特認	容器則第8条第4項
2 表示の方式に係る特認	容器則第10条第4項
3 附属品検査の刻印に係る特認	容器則第18条第2項
4 容器の加工の基準に係る特認	容器則第21条第2項
5 容器再検査の期間に係る特認	容器則第24条第3項
6 容器再検査の方法に係る特認	容器則第25条第2項
7 容器再検査における容器の規格に係る特認	容器則第26条第5項
8 附属品再検査の期間に係る特認	容器則第27条第2項
9 附属品再検査の方法に係る特認	容器則第28条第2項
10 附属品再検査における附属品の規格に係る特認	容器則第29条第2項
11 容器再検査に合格した容器の刻印等に係る特認	容器則第37条第3項
12 附属品再検査に合格した附属品の刻印に係る特認	容器則第38条第2項
13 危険のおそれのない場合の特則に係る特認	冷凍則第69条
14 危険のおそれのない場合の特則に係る特認	液石則第97条
15 危険のおそれのない場合の特則に係る特認	一般則第99条
16 危険のおそれのない場合の特則に係る特認	コンビ則第54条
17 特殊な設計による特定設備に係る特認	特定則第51条
18 特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特認	特定則第7条第2号

容器則:容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)

冷凍則:冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)

液石則:液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)

一般則:一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)

コンビ則:コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)

特定則:特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号)

別表2

対象条項又は特定案件	様式
危険のおそれのない場合の特則に係る特認のうち耐圧・気密・強度のみに係る特認	様式第1
特定設備検査規則第10条から第45条まで	
特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特認	様式第2
上記に掲げる対象条項又は特定案件以外の基準	様式第3

注： 同一の申請内容であって、様式第1及び様式第2の区分の対象条項双方に係る特認申請を行う場合は、様式第1を用いて申請すること。

様式第1

技術基準特別認可申請書		
経済産業大臣 殿		番号
		年月日
		印
(1) の規定により、 (2) について特別認可 ⁽³⁾ を受けたいので申請します。		
高圧ガス 設備等の 製造者	名称（事業 所の名称を 含む。）	
	所在 地	
高圧ガス 設備等が 設置され る事業所	名 称	
	所在 地	
高 圧 ガ ス 設 備 概 要	種類	
	常用の圧力 ⁽⁴⁾	
	常用の温度 ⁽⁵⁾	
	使 用 流 体	
特認内容の説明	別紙のとおり	
備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付のこと。 3. (1)は、当該申請に係る別表1に掲げる根拠条項を記入すること。 4. (2)は、当該申請に係る別表1に掲げる「特定案件」の名称から「に 係る特認」を除いて記入すること。 5. (3)は、包括特認に係る申請にあっては「包括特別認可」と書き替 えることとする。 6. (4)は、特定設備検査規則及び冷凍保安規則第69条の規定に基づ く第64条第2号に係る申請については「設計圧力」に、冷凍保安規 則第69条の規定に基づく同規則第7条第1項第6号、同条第2項、 第8条第2号、第12条及び第13条に係る申請については「許容圧 力」にそれぞれ書き替えることとする。 7. (5)は、特定設備検査規則及び冷凍保安規則に係る申請については 「設計温度」に書き替えることとする。		

別紙

特認内容の説明

- 申請者の名称
- 担当者の所属部署
- 担当者の氏名（担当者2名以上記入）
- 電話番号・FAX番号

高圧ガスの設備等の種類	根拠条項	特認を受けようとする対象条項	内 容		備 考
			規則に定める基準によれない理由	対応策	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

様式第2

技術基準特別認可申請書		
経済産業大臣 殿		番号
		年月日
		印
申請者 住所 名称 代表者		
特定則第7条第2号の規定により、特定設備検査の受検を要しない特定設備について特別認可 ⁽¹⁾ を受けたいので申請します。		
特定設備の製造者		名称（事業所の名称を含む。）
		所在地
特定設備が設置される事業所		名称
		所在地
特定設備の概要	種類	
	設計圧力	
	設計温度	
	使用流体	
試験研究の内容の説明		
特認内容の説明		別紙のとおり
備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付のこと。 3. (1)は、包括特認に係る申請にあっては「包括特別認可」と書き替えることとする。		

別紙

特認内容の説明				
特定設備の種類	根拠条項	内 容		備 考
		特定設備検査の受検を要しないとする理由	対応策	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

様式第3

技術基準特別認可申請書		番号
経済産業大臣 殿		年月日
申請者		
住 所		印
名 称		
代表者		
(1) の規定により、(2) について特別認可 ⁽³⁾ を受けたいので申請します。		
特別認可 を受ける 事業所	名 称	
	所 在 地	
特認内容の説明	別紙のとおり	
<p>備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付のこと。 3. (1)は、当該申請に係る別表1に掲げる根拠条項を記入すること。 4. (2)は、当該申請に係る別表1に掲げる「特定案件」の名称から「に 係る特認」を除いて記入すること。 5. (3)は、包括特認に係る申請にあっては「包括特別認可」と書き替 えることとする。</p>		

別紙

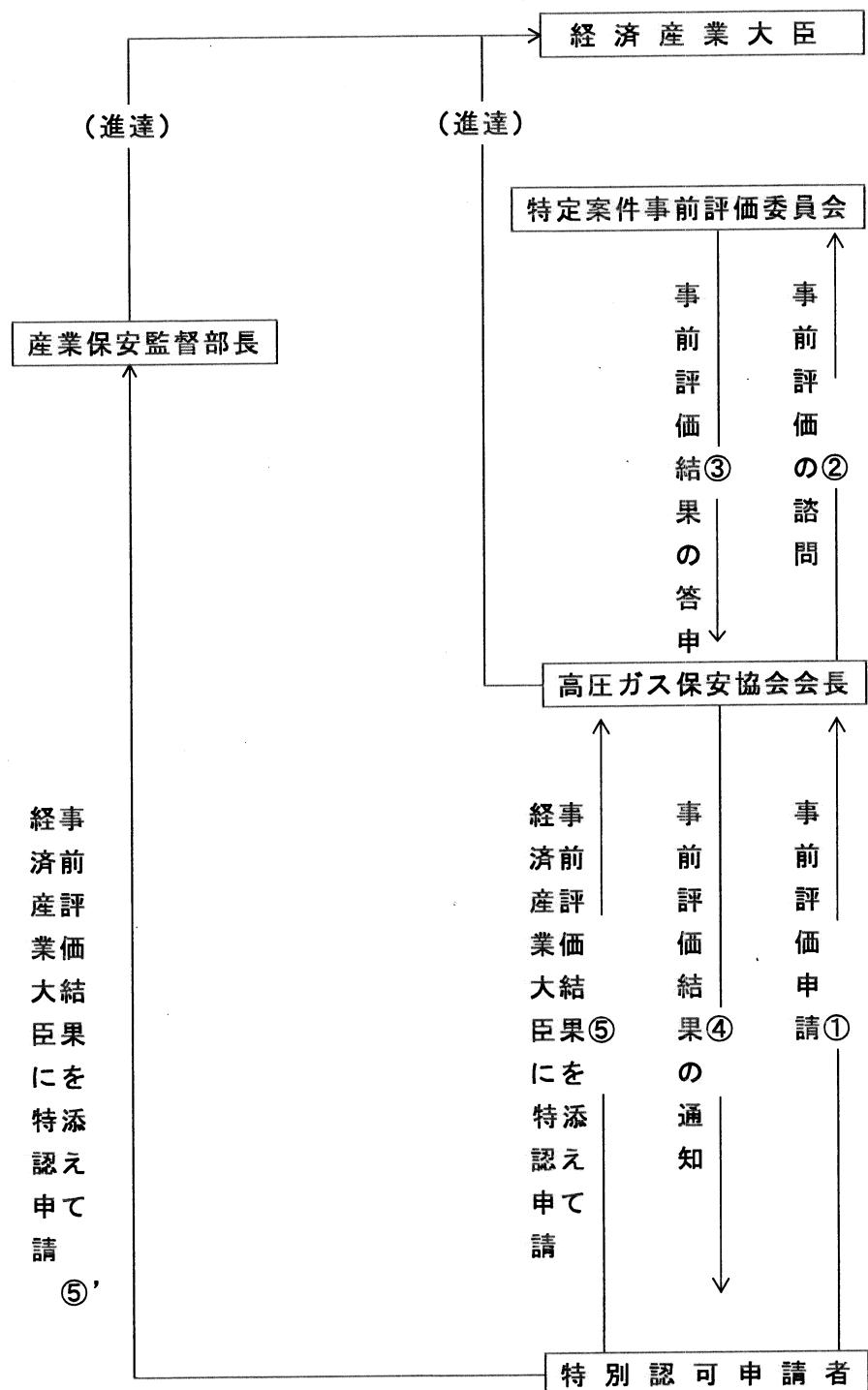
特認内容の説明

- 申請者の名称
- 担当者の所属部署
- 担当者の氏名（担当者2名以上記入）
- 電話番号・FAX番号

根拠条項	特認を受けようとする対象条項	内 容		備 考
		規則に定める基準によれない理由	対 応 策	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

(参考) 特認申請の手続フロー



(注) (1) ⑤は特定設備検査規則第51条のみに係る特認申請又は耐圧、気密及び強度のみに係る高圧ガス設備の製造者の特認申請

(2) ⑤' はその他の特認申請